

長岡市優良工事選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長岡市優良工事表彰要綱（令和8年長岡市告示第62号。

以下「要綱」という。）に基づき、事務の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(優良工事選定委員会)

第2条 優良工事の適正な選定を図るため、長岡市優良工事選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会は、長岡市建設工事入札参加資格等審査委員会規程（平成6年長岡市訓令第3号。以下「審査委員会規程」という。）に基づき組織する長岡市建設工事入札参加資格等審査委員会の委員長及び委員をもって構成する。

3 選定委員会の事務局は、財務部契約検査課に置くものとする。

4 委員会の運営等に関し、この要領に定めのない事項については、審査委員会規程を準用する。

(選定対象工事)

第3条 優良工事の選定対象となる工事（以下「選定対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工種区分に該当する工事とする。

(1) 土木工事（道路、橋梁、河川、公園工事等を含む。）

(2) 建築工事（設備工事を含む。）

(3) 水道工事

(4) 下水道工事

(5) その他工事所管課長等（以下「課長等」という。）が必要と認める工事

2 前項の選定対象工事は、次の各号に掲げる要件を全て満たす工事とする。

(1) 表彰の前年度に完成した工事

(2) 契約工期内に完成した工事

(3) 当初請負金額が500万円以上の工事

(4) 長岡市請負工事成績評価等実施要領による工事成績評定点が80点以上
で、評定項目の法令遵守等に減点がない工事

(5) 要綱第3条第2号ウの原因となった工事以外の工事

(6) 第4条第3号の原因となった工事以外の工事

（被表彰者の要件）

第4条 要綱第3条第2号カの「重大な法令違反その他の理由により表彰を受けることがふさわしくないと認められる者」とは、次の要件に該当する者とする。

(1) 選定対象工事の完成年度以降、表彰の日の前日までの間において、次の
法令の規定に違反し、情状の特に重い者

ア 建設業法

イ 建築基準法

ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法

エ 都市計画法

オ 景観法

カ 労働基準法

キ 職業安定法

ク 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

(2) 選定対象工事の完成年度以降、表彰の日の前日までの間において、長岡市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成6年長岡市告示第126号。以下「措置要綱」という。）第10条により、書面で警告を受けた者

(3) 選定対象工事に関係して、措置要綱第10条により、書面で警告を受けた者

(4) その他、業務に関し不正・不誠実な行為を行った等により表彰を受けることがふさわしくないと認められる者

（選定方法）

第5条 優良工事は、選定対象工事の中から次の方法によって選定する。

(1) 推薦

課長等は選定対象工事の中から優良工事として適当と認められるものを委員会に推薦する。

(2) 調査及び評定

事務局は課長等から推薦のあった工事について、調査評定を実施し、その結果を委員長に報告する。

(3) 優良工事の決定

委員長は選定委員会を招集し、選定委員会において調査評定結果に基づき審査を行い、優良工事を決定する。

（賞揚件数）

第6条 賞揚件数は、選定委員会で決定する。

(その他)

第7条 要綱第3条第2号アからウまでの処分及び本要領第4条第1号及び第2号の処分の原因が事故の場合、表彰年度の6月30日までに発生した事故を対象とし、処分が決定した段階で事故発生日を基準として判断を行うものとする。

2 表彰された者が表彰日以後に選定対象工事が原因で市長から指名停止措置を受けた場合及び措置要綱第10条により書面で警告を受けた場合、選定対象工事に関する表彰は無効とし、無効となった分の表彰は追加しない。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。